

開発調査部

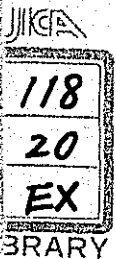
○ 各国事情のしおり

—フィリピン編—

1971・1

海外技術協力事業団

海外事業部



國際協力事業團

受入 月日	'87. 4. 22	118
登録 No.	08488	20
		EX

は し が き

本小冊子は、技術協力のために海外に派遣される専門家のオリエンテーション用資料として、事業団海外事務所からの調査報告等をもとに、作成したものである。

本小冊子は、事業団海外事務所の役割（専門家派遣に係る業務の範囲）、専門家に対する要望事項について記すとともに、専門家の日常生活に密着した任国事情、特に衣食住、気候、教育、公共施設、治安等を重点に作成した。各項目にふれる前に、フィリピンに対する我が国の技術協力の推移について、ごく簡単に述べておきたい。

事業団がおこなっている技術協力として、研修員の受入れ、専門家の派遣、海外センターの設置、各種調査、機材の供与等があげられる。まづフィリピンからの研修員の受入は昭和29年度にはじまり、44年3月末までに790名を本邦に受入れ研修を実施している。また、専門家の派遣も昭和33年度よりはじめられ厚生関係に29名を派遣したのをはじめとして、農水産、鉱工業、建設、運輸等の分野にも相当数を派遣し、その結果昭和44年3月末までの派遣総数は58名に達している。

次に各分野での協力の例を二、三挙げる。

① 小規模工業技術訓練センターの設置

フィリピン政府は、自国の中小企業の振興のため、家内工業

I JICA LIBRARY



1061362[6]

開発庁（NACIDA）を創設し、その下に技術訓練センターを設置し、各種職業技術の指導訓練を通じて技術者ならびに小規模工業経営者の育成をはかるべく、我が国への協力を要請した。我が国はこの要請に応え、40年3月および同年11月に調査団を派遣し、その結果、鑄造および小型機械部品製造、窯業、繊維加工および製織、竹細工および籐細工、木工の各職種を置くとともに、中小工業のリサーチ、コンサルティング部門を加え、技術者の訓練、経営者の訓練、上述NACIDAの中小企業指導員の訓練を行なうこととなった。協定は41年9月に調印され、本センターはマニラ市東方約20キロのマリキナ市に設置されることとなり、我が国より10名の要員を派遣するとともに、必要機材も送付され、44年10月7日諸準備もとのい開所式を挙げる運びとなった。そして、まづ北側Counterparts および Assistants に対する訓練を行なった後、第1回訓練コースを45年4月15日よりおこない、現在第三回目の訓練を実施している。

② 医療協力

昭和36年以降東南アジア諸国にエルトールコレラが蔓延し、我が国にも重大な影響を及ぼしかねない事態となったが、たまたまWHOよりフィリピンに対する日本の援助が提案され協議の結果、日比WHO協同研究計画にもとづき、39～40年度に専門家の派遣、機材の供与等を行ない、その後もWHOのコレラチームには学者グループを参加せしめ研究を続けている。

さらに昭和42年に至り、フィリピン政府よりエルトールコレラ撲滅対策に関する我が国からの協力が強く要請されたため、これに対する技術協力を推進することとし、調査団を現地に派遣、打合せの結果作成されたコレラ撲滅5カ年計画(昭和42年～47年)に従い、研究施設に必要な機材の供与、ワクチンの供与、消毒剤、衛生教育機材、治療用薬品の供与を行なうとともに、42年度から44年度にかけて必要な専門家および技術者16名を順次派遣し協力を続けている。

また、フィリピンにおけるポリオ根絶対策に関する協力も昭和42年に要請され、我が国は調査団を現地に派遣してポリオ根絶計画の細目を取り決め、初年度(昭和42年～43年)には50万ドーズのポリオワクチンの供与およびこれに伴う検査関係および投与関係の専門家を派遣し、生後4カ月以上3才未満を対象として特定地域に投与を行なった。本協力は昭和47年度まで5カ年に亘り続けられる。

③ 農業協力

フィリピン政府は自国の米の増産と自給を目指し我が国に本分野における協力を要請してきたため、昭和41年以降数次に亘り調査団を派遣した結果、ミンドロ島ナウベン地区およびレイテ島サンミゲル・アランアラン地区に米作モデル団地を建設することとなり、その中核としてパイロットファームを設置し、米増産のための営農技術の普及を行なうべく必要な資機材の供与、専門家の派遣を5カ年に亘り実施することとなった。

本計画実施のための協定は昭和44年6月に締結され、現在両地区にそれぞれ4名の専門家を派遣し協力を進めている。

そのほか、日本青年海外協力隊の派遣（昭和41年2月より実施）、各分野における開発調査（マニラ漁港計画調査、東南アジアケーブル計画調査、工業化計画調査、バコロド市およびダバオ市上水道建設計画調査等）、総額8億4千万円にのぼる機材供与（昭和40年度～44年度）などがある。

本小冊子は、各項目について首都マニラの事情を中心に作成したが、更に地方の実情についても適時調査のうえより内容の充実したものとしてゆきたい。決して万全のものとはいえないが、同国に赴任する専門家の何らかの参考として役立てば幸いである。

昭和46年1月

海外事業部長

長谷川 正 男

目 次

I	海外技術協力事業団海外事務所について	1
	1. 沿革および業務	1
	2. 海外事務所と専門家との関係	3
	3. 海外事務所からの専門家に対する要望事項	4
II	任 国 事 情	6
	1. 住 宅 (住宅事情、家賃、什器備品)	6
	2. 食 品 (食料事情、価格、外食)	8
	3. 衣類および日用品(衣料事情、日用品)	11
	4. 使 用 人	12
	5. 医 療 (医療事情、医薬品、疾病の種類、健 健康管理上の注意事項)	13
	6. 子弟の教育機関(教育制度、教育機関、日本 語学校等、通学方法)	15
	7. 娯楽施設(ゴルフ、ボーリング、映画、日本 人クラブ他)	17
	8. 電 力	18
	9. 交 通 (交通事情、タクシー等の利用、自 動車購入、運転免許、ガソリン代)	19
	10. 為 替 (相場、対日送金、滞在費支払方法)	22
	11. 出入国管理(税関検査、外人登録、ビザの更新)	23

12. 便宜供与（種類、カウンターパート等、免税 特権）	23
13. 通信・運輸（郵便事情、運送）	25
14. 言語（公用語等の普及度、現地語学習）	27
15. 気 候	28
16. 治安（一般情勢、夜間外出）	29
17. その他（対日感情、現地人氣質、新聞・雑 誌、風俗・習慣、理髪等、買物）	29
Ⅲ 海外事務所等連絡先	33

I 海外技術協力事業団海外事務所について

1. 沿革及び業務

(1) 沿革

海外技術協力事業団マニラ海外事務所は昭和43年12月9日開設された。開設当初数カ月間は日本大使館内に仮事務所を設け業務を開始したが、44年4月1日より日本大使館と同一建物の8階に独立の事務所を開設し、今日に至っている。現在日本大使館とは密接な関係を保ちつつ各種技術協力事業の実施に関する業務活動を行なっている。

(2) 各種業務のうち専門家派遣に関する業務について

フィリピン政府より派遣要請を受けていた専門家の着任にともないマニラ海外事務所は下記の業務を実施している。

イ. 空港出迎え

外務省あるいはOTCA本部よりの専門家着任の通報により、専門家をマニラ国際空港税関内に出迎える。特に税関検査は可成り厳しいため専門家の税関検査が円滑に行き、気持ちよく入国出来るよう側面から援助する態勢をとっている。

ロ. 宿舎への案内

空港における入国手続終了後、直ちに宿舎に案内、簡単な日程打合せを行なう。到着当日は特に必要な場合を除

いてスケジュールを作らず休養日としている。

ハ、日本大使館訪問

通常到着の翌日午前中に大使館に案内、大使以下大使館幹部に着任の挨拶をしたのち、マニラ海外事務所にて業務打合せを行なう。

ニ、勤務先への案内

第2日目の午後勤務先を訪問し、着任の挨拶を行なうと同時に必要な業務打合せを行なう。

これで相手側への専門家の紹介も終り、翌日からはいよいよ本格的に仕事を始めることになるが、通常着任後一週間程度はオリエンテーションに当てられる。

ホ、調査団等に対する通訳、車輛の備上げ斡旋

調査団等が業務の遂行上車輛の備上げが必要の際はしかるべき業務を紹介している。

通訳については、英語のあまり通じない農村調査等の場合はタカログ語通訳を備うことは可能な場合がある。

ヘ、住宅斡旋

住宅は個人的な好み、および経費の問題もあり専門家着任前に準備することは難かしい。専門家本人が着任後しかるべきものと自ら物色すべきである。

住宅の斡旋は業務上行なっていないが、当地の特殊事情もあり専門家には必要なアドバイスを与える。

2. 海外事務所と専門家との関係

(1) 専門家の海外事務所に対する連絡等

イ. 定期連絡

専門家の公私にわたる動静を的確に把握すると同時に専門家に対し本部よりの情報等を伝達するため、海外事務所と専門家は密接な連絡関係を保つことが大切である。従って専門家は在勤期間中定期的に（毎月1回程度）海外事務所を訪問、必要な業務報告および連絡をとること。

ロ. 報告書、事務連絡等本部宛提出書類

マニラ周辺に在勤する専門家は、OTCA理事長あるいは担当部課長に提出すべき業務報告書および事務連絡はすべて写2部（写2部は大使館、および海外事務所保管用として必要部数）を添え海外事務所長に提出されたい。提出を受けた業務報告書等は海外事務所より本部に転送される。

(2) 専門家勤務先への定期的訪問

海外事務所駐在員は毎月1回程度専門家をその勤務機関に訪問、専門家の勤務状況等を視察すると同時に専門家をまじえ比側関係者と必要に応じ業務打合を行なっている。

(3) ビザ関係

在勤中の専門家がOTCA本部への届出をした上で、休暇等を利用して任国外に旅行するような場合は、必要に応じ日本大使館査証発給官に対し便宜供与の依頼を行なっている。

(4) 専門家との懇談会開催

当地に在勤する各専門家の横のつながりを強化する目的をもって必要に応じ海外事務所と各専門家との懇談会を開催するよう努力している。現在のところ定期的に会合することはしていないが、外務省および各省より技術協力担当官の当地出張がある場合や、OTCA本部より理事、部課長等幹部職員の出張がある場合はその都度専門家に集ってもらい、第一線での貴重な体験談や本部に対する具体的要望等を聴取することになっている。

3. 海外事務所からの専門家に対する要望事項

(1) 専門家としての体面上の注意、心得

専門家はコロボ計画あるいは国際約束にもとづく2国間協定等により派遣されるのであるから、在勤期間中は常に日本国あるいは日本国民を代表する者として、行動、言動、服装等には十分注意を払い、フィリピン人の風俗、習慣、感情等に対しても十分理解を示しつつ、矜持と責任ある態度ならびに寛容と忍耐の精神をもって各自の専門分野における職務の遂行に専念してもらいたい。

(2) 語学研修上の注意

フィリピンはいまや English Speaking Nation といっ
って差支えないほど全国的に英語が通用する国であることを
先ず念頭に入れ、赴任前の語学研修は英語の話し方
(Speaking) に特に力を入れること。

発言は第2次的な問題として先ず流暢でなくともよいから自分の専門分野における技術用語は完全にマスターすることが望ましい。フィリピンでは“沈黙は金なり”といった態度は通用せず、能弁家ほど出世するといった風潮があるくらいであるから、大いに話し方に力を入れた研修をした方がよい。

Ⅱ 任 国 事 情

1. 住 宅

(1) 住宅事情

- イ. 外国人向けの賃借住宅は金持階級が投資の対象として建てる傾向があり、収益率も悪くないため数も多い。時期的に差異はあるが通常空家を見つけることは容易である。これら外国人向け住宅の大部分は特定の場所に集合して建てられており、Village と呼ばれている。各Villageには管理会社があり、各戸より年間その敷地の広さに応じて管理費を徴収し管理を行なっているが、警備、じん芥処理等は完全でVillage内住民は全く安心して生活を送ることが出来る。
- ロ. 住宅を探す場合、通常は斡旋業者を利用しない。直接各Villageの事務所に行き空家の有無を開き気に入ったものがあれば、持主に連絡して条件等を問合せのち決定する。
- ハ. 賃貸契約は2年契約、1ヵ月分家賃前払いの月払いが普通である。なかには年払を要求してくる家主もあるが極めて稀である。

(2) 家賃(レートについては、10.為替の項参照)

- イ. サロン、2～3寝室、書斎、トイレット・シャワー室、

メード室、ガレージ、庭付きのもので、平均的家賃は1
か月1,000ペソから1,600ペソ程度である。

Village によっては更に安いところもあるが、一戸建
ではない。

ロ. 下宿・アパート

独身者の場合一戸建住宅を借りることは不経済なので賄
付の下宿あるいはアパートに住んだ方がよい。

部屋代は2食付500ペソから800ペソ程度で格安で
ある。アパートはピンからキリまであり一口に説明する
ことは難かしい。300ペソ～1,500ペソほどの格差
があるが高いものは家具付きのものが多い。

ハ. ホテル

ホテルの標準料金は下記のとおり

a. 高級	Twin Room	13～15ドル
b. 一流	"	8～12ドル
c. 二流	Twin or Single	5～8ドル

(いずれも食事抜き部屋代のみ)

ニ. アパートメント・ホテル

長期滞在者でホテルあるいは家具付アパートを希望する
人にはアパートメント・ホテルがよい。

サロン、1寝室、キッチン、トイレット・シャワー、家
具付き(テレビ、冷蔵庫を含む)で月1,200ペソ程度
である。

簡単な食器、調理器（電気オーブン）もついているので便利である。

(3) 什器、備品

イ. 携行すべき食器類

2年以上の長期在勤者は洋食器セット、和食器セットを持参すると接客時に何かと便利である。

セットとして持参しないときは、茶わん、はし、すいものわん、お小皿、西洋皿等各6ヶ程度持参すればよい。

自動炊飯器、トースター等は電圧の関係から現地組立のものを購入した方がよい。

ロ. 入居当初必要とする経費（概算）

家具付きの住宅あるいはアパートに住む以外は下記のものが必要である。必要経費は次のとおり。

a. 電気レンジ	100～200ドル
b. 冷蔵庫	400～500ドル
c. 家具類一式（ベッドを含む）	400～500ドル
d. クーラー	300～400ドル
e. その他（食器類）	100～200ドル

2. 食 品

(1) 食料事情

特定の日本食品（みそ、納豆等）を除いてはほとんどのものが入手可能である。魚貝類は可成り豊富で、まぐろ、いか等の刺身も入手出来ることは日本人にとって幸福なこと

である。醤油はスーパーマーケット等で日本製のものが市販されている。調味料としては味の素が現地生産されているので持参または取寄せる必要はない。

イ. 水、燃料、調理器

水は国営水道会社による完全給水が行なわれている。

一般に燃料としては電気、プロパンガスの両方が使用できるがプロパンガスの方が割安のようである。

なべ、かま類は米国、日本からの輸入品のほか現地産のものも売っているが、輸入品は可成り高い。

ロ. 日本式レストラン

マニラ市および周辺都市に日本料理屋が数軒開店している。

- a. み その てんぷら、焼肉等 Savoy Hotel 内
- b. た ま や てんぷら、刺身等 Hotel Filipinas 内
- c. 松坂ハウス すき焼、てんぷら等 ケソン市
- d. と り 銀 かまめし、焼鳥等 マニラ下町
- e. きんぷら 各種日本料理 マカティセンター内

(2) 食品の価格 (1ペソは邦貨60円)

主要食品類の小売価格は下記のとおり

米 (フィリピン産米)	1 kg	1 ~ 1.5 ペソ
米 (カルホルニア米)	1 kg	3 ~ 4 ペソ
食パン	1 斤	1.2 ペソ
牛肉	1 kg	30 ~ 50 ペソ

豚肉	1 kg	10～12ペソ
野菜類		
キャベツ	1ケ	1～2ペソ
ジャガイモ	1 kg	1.5～2ペソ
大根	1本	0.6～1ペソ
人参	1 kg	1.5～2ペソ
果物		
マンゴー	1ケ	1～2ペソ
パイナップル	1ケ	1～1.5ペソ
バナナ	1本	0.05～0.07ペソ
魚類		
エビ	1 kg	15～20ペソ
イカ	1 kg	2～3ペソ
小魚	1 kg	3～5ペソ
マグロ	1 kg	7～10ペソ
食用油	1リットル 罐入	7～8ペソ
バター	0.5ポンド	2～2.5ペソ
牛乳	3合	1.2ペソ
インスタントコーヒー	大ビン	8～10ペソ
味の素	500g	4～4.50ペソ
醤油	1.8ℓ	12～15ペソ

タマゴ 1 ダース 2.3～2.8 ペン

(注・上記の値段は45年10月30日現在のもの)

(3) 外 食

単身赴任者が外食する場合フィリピン料理、西洋料理、中華料理および日本料理のいずれをも選ぶことができる。

料理代は店により異なるため一概に言えないが、下記は平均料理である。

	昼 食	夕 食
a. フィリピン料理	3～6 ペン	6～10ペン
b. 西 洋 料 理	6～10ペン	10～18ペン
c. 中 華 料 理	6～12ペン	6～12ペン
d. 日 本 料 理	10～15ペン	12～18ペン

3. 衣類および日用品

(1) 衣料事情

イ. 一般的衣料事情

下着類、靴下等は現地製品がかなり豊富に出廻っており値段も安いので特に大量に持参する必要はない。

しかし半袖Yシャツ、長袖Yシャツ等は入手可能であるが品質の割に値段も高いので赴任に際して滞在期間必要な分だけ持参した方がよい。

また木綿の作業ズボン、ゴルフズボン等は品数も少なく品質の良いものが少ないので持参のこと。

ロ. 必要な衣料

a. 普段着

半袖開襟シャツ、半袖Yシャツを着用すればよい。

レジャー用としてはポロシャツ、アロハシャツ等を着ることが多い。

b. 公式着

公式の席には背広を着用することが多いが、フィリピン人はバロン・タカログ (Barong Tagalog) と呼ばれるバナナの繊維で作った生地を仕立てた長袖シャツを着用することが多い。マルコス大統領以下政府高官連も日常これを着て執務しており、どんな公式の場にも出席しているほどであるから、着任後1～2着作っておくと何かと便利である。価格はオーダーで20～50ドルほどでかなり高いものである。

(2) 日用品

日用品もほとんどの品物は入手可能であるが、万年筆、ガスタイター、電気カミソリ、時計、カメラ、トランジスターラジオ等は値段が高いので持参すべきであろう。

4. 使用人

外国人長期滞在者が一戸建住宅に住んだ場合に必要な使用人はメイド2名、運転手(必要に応じ)1名が普通である。子

守が必要な場合は備うことが出来る。庭師は週1回の契約で庭の手入れをさせるのが普通である。これら使用人の給料は下記のとおり。

a. メード	月給(週1回休日)	20~30ドル
b. 運転手	月給(週1回休日)	40~60ドル
c. 小守	メードと同じ	20~30ドル
d. 庭師	1日	1.5~2ドル

5. 医療

(1) 医療事情

イ. 医療施設

フィリピンの医療施設および技術はある程度発達しており、特に民間総合病院の施設および医師の技術水準はかなり高いので安心である。ただし一流私立病院の治療費は驚くほど高い。

ロ. 日本人医師

現在のところ日本人医師の開業は認められていない。

ハ. 出産の安全性

出産は一流病院の場合問題ない。医師の多くはアメリカで教育、訓練を受けているので無痛分娩法が広く採用されている。

(2) 医薬品

病気治療に必要なあらゆる種類の医薬品が市販されているので、特に大量に持参する必要はない。

ただし、応急医薬品として、また家庭常備薬として下記程度のものは持参すべきであろう。

- a. マーキロクローム
- b. ヨードチンキ
- c. クロロマイセチン（幼児用乳液、錠剤少量）
- d. 胃腸薬（特にクレオソート）
- e. 風邪薬（乾期11～3月夜間は冷えるのでよく風邪を引く）
- f. ヒマシ油
- g. カン腸
- h. 眼薬
- i. 駆虫剤
- j. 鎮痛剤
- k. その他

(3) 疾病の種類

風土病としては、いわゆる熱帯病と呼ばれるコレラ・エルトール、Hフィバー（出血熱）、腸チブス、疫痢、マalaria等各種疾病が存在する。なかでも問題なのは、コレラ・エルトールであるが、外国人居住地域は極めて清潔であるためか今までに感染した例はない。

ちなみにフィリピンの5大疾病は患者数では気管支炎、胃腸炎、結核、肺炎および脚気であり、死亡者数では肺炎、結核、胃腸炎、気管支炎、脚気の順となっている。

マラリアは駆除に成功したため現在マニラ周辺には存在しない。地方都市の場合は感染する恐れもあろう。腸チブス、赤痢、疫痢も時期的に発生するようであるので予防注射をすると同時に食生活には十分気をつけることが大切である。

(4) 健康管理上の注意事項

1. 暴飲・暴食をしない。
2. 日中は気温が高く体力を消耗するので睡眠を十分とる。
3. 食生活、特に魚芥類は新鮮なものを食べるよう配慮するのは勿論であるが、生で食べることは危険なので出来るだけ火を通す。
4. 休日は家にとじこもらず、ゴルフ、水泳等適当な運動をする。

6. 子弟の教育機関

(1) 教育制度の概要と教育機関

幼稚園2年、小学校6年、中学4年、大学4年の学校教育が行なわれている。小学校は前期4年のPrimaryと後期2年のInter-mediateに分けられている。

Primaryの2年まではタカログ語による教育が行なわれているが、その後はもっぱら英語が教育用語として使われている。カリキュラムの編成、授業内容も一般に米国式で、特に教科書は米国で印刷されたものがほとんどである。フィリピンの学校年は7月上旬に始まり翌年4月に終る。約

3カ月の夏期休暇があるのが普通である。

(2) 日本語補修学校等

在留邦人子弟は日本語補修学校と現地国際学校（International School等）の両方に通学している。

日本語補修学校は文部省より派遣された専任教師3名と現地採用の講師数名によって構成され、1週間のうち2日午後2時30分から5時までの極めて限られた時間に日本語による教育を行なっている。

フィリピンの国内法により外国人学校の設置が原則として禁止されているため便宜的にとられた措置で、今後拡大、強化して全日制となることは期待できない。

このような実情から日本人子弟は毎日インターナショナル・スクールに通い、週2日午後ないしは土曜日全日のいずれか日本語補修学校に通学している。

実例：

1. International School

アメリカン・スクールが最近インターナショナル・スクールと改称されたが、日本人の場合小学校3年以上の子弟の通学者が多い。英語による教育で程度は高い。入学金等は下記のとおり。

- a. 入 学 金 5 0 0 ペソ
- b. 授 業 料 2,0 0 0 ペソ（1年間）
- c. 給 食 費 他 5 0 0 ペソ

d. 教科書代 約500ペソ

実例2.

San Lorenzo School

外国人居住地域である San Lorenzo Village 内にある小学校低学年(1~2年)および幼稚園児を対象とした私立学校で、英語による教育が行なわれている。San Lorenzo Village 居住の日本人子弟が多いが、他の Village から通学して来る者もある。

入学金、授業料等は下記のとおり

1. 入学金 300ペソ(50ドル)
2. 授業料 年間1,200ペソ(200ドル)
3. その他(本代等) 600ペソ(100ドル)

(3) 通学方法

各学校ともスクール・バスを運転しているので利用可能であるが、自家用車による送迎の例が多い。

7. 娯楽施設

(1) ゴルフ

マニラ市周辺には10指を越すゴルフ場があり、いずれも車で10~30分の場所になるので簡単に行ける。料金は安く余暇のスポーツとしておすすめできる。

料金

年間会費 平均 600~900ペソ(100~150ドル)

ビジター料金 日・祭・土 10~30ペソ

週 日 5 ~ 15 ペソ

(2) ボーリング

マニラ市内のみならず地方都市にもボーリング場があるので簡単にプレーすることが出来る。

(3) 映 画

フィリピン映画とアメリカ映画が中心である。時折日本映画も上映されるがチャンバラ物が多いようである。

映画館は完全冷房で清潔である。

料金

Patron 4 ~ 5 ペソ

Balcony 3 ペソ

Orchestra 2 ペソ

(4) 日本人クラブ他

日本人クラブはあるが商社会的性格が強く、専門家の場合入会してもあまりメリットはない。

スポーツクラブは主として水泳、乗馬等のものがあるが、乗馬は特殊なものとしても水泳はクラブ加入をおすすめできよう。

8. 電 力

(1) 電 圧

110および220ボルトの両方が配線されている場合が多い。

(2) サイクル

60サイクルである。

9. 交通

(1) 交通事情

イ. 一般交通機関

マニラ市および周辺の衛星都市における都市交通機関は主として乗合バスおよびジープニー（Jeepney）と呼ばれるジープを改良した小型乗合自動車であり、近代的な公共交通機関の整備は全く遅れている。

ロ. 道路事情

マニラ周辺の幹線道路はおおむね舗装されているが、地方へ行くと主要幹線を除いてジャリ道が多い。

ハ. 交通法規

道路交通は右側通行である。市中心部における交通の混雑ぶりは東京と大差ないほどなので余程の運転経験がない場合は事故を起す危険がある。

幹線道路に駐車することは禁止されており、違反の場合は罰金を徴収される。

ニ. 自動車保険

自動車保険制度は発達しており、保険会社との契約は簡単である。強制保険制度はなく、すべて任意保険であるが、万一人身事故等のことを考えると自動車入手後速かに自動車保険に加入すべきである。

保険料金は車の大きさおよび補償額の多寡により異なる

が通常の場合 600～1,000 ペソ (100～200 ドル) 程度である。

(2) タクシー、ハイヤーの利用および料金

タクシー利用の場合は個人タクシーをなるべく避け、golden Taxi あるいは Yellow Taxi を利用した方が安全である。料金はメーター制で 250m まで 20 センタボ (0.2 ペソ)、次の 250m ごとに 10 センタボ (0.1 ペソ) が加算されるが、わが国のタクシー料金に比べはるかに安い。

市内のいたるところを走っていて手を上げればどこでもとまる。

ハイヤーはホテル等において予約可能で料金は 1 時間約 10 ペソである。

(3) 自動車購入

イ. 購入方法、融資方法

マニラにはトヨタおよびニッサンの現地自動車組立会社があり、部品等も豊富で簡単にアフターサービスをうけることができるので、着任に際しては上記両社製自動車のいずれかを発注して来られることをおすすめする。

通常輸出乗用自動車は受注生産が立前なので早目に発注することが大切である。発注後到着まで早くて 3 カ月程度かかる。

自動車購入に際しては発注時に手附金として若干支払え

ばよいが、船積は代金総額の送金が完了しないと行なわれないので着任早々多額の資金が必要となる。

なお東京銀行から必要資金の融資を受ける方法がある。

ロ. 免税輸入特権について

コロンボ計画専門家は着任の日から6カ月間は自動車無税輸入の特権が与えられているので一台に限り無税輸入できる。

ハ. 帰国時の売却方法

帰国時に免税自動車売却する場合厳しい制約があるが、無税輸入の特権をもたないフィリピン人に売却する場合は、フィリピン陸運局(Land Transportotion Commission)の査定する税金をフィリピン政府に納めなければならない。通常この税金は買手が負担することになっており問題はない。

特権をもった人に売る場合は若干の書類手続き以外は難かしいことはない。

(4) 運転免許

イ. 国際免許証の有効性

国際免許証による運転は認められないので、着任後直ちに上記陸運局にフィリピン国内運転免許証の申請をし、交附を受ける必要がある。国際免許証を所持する者には免許証交付の際実地および学科試験は免除される。

ロ. 免許証取得の方法と経費

陸運局所定の申込書に必要事項を書き入れ、写真2枚と国際免許証を添付して陸運局に申請を行なう。免許証交付に要する経費は申請料として6ペソ(1ドル)である。

(5) ガソリン代

1リットル0.35ペソ(約21円)で大変安い。

10. 為 替

1. 相 場

1970年2月以降 IMF(国際通貨基金)の勧告もあり、フィリピン政府はそれまでの為替管理制度を変更、自由為替制度に近い変動為替制度(Floating Exchange)を採用した。しかしながらドル貨の持込みは自由であるが、持出しあるいはドル送金は相変わらず制限されているので注意する必要がある。現行為替レートは米ドル1ドル6ペソ～6.30ペソの間で変動している。

2. 対日送金

上記のとおりドルの対日送金は難かしい。

3. 滞在費の受取方法

東京銀行に自由円口座を設け、在勤俸がOTCAから自由円口座に払込まれる方法がよい。(但し、自由円口座の開設は任期2カ年以上のものに限られる。)

東京銀行は専門家からの送金指示を受けると依頼されたドルを専門家の開設した現地銀行口座に送金するが、送金されたドルは現地銀行に入金すると自動的にペソ貨に変えら

れるので、必要な金額をその都度送金依頼する方がよい。

1.1. 出入国管理

(1) 税関検査

イ. 一般事情

近年観光振興政策を打ち出したため、外国人旅行者に対する税関検査はかなり簡易化されたとはいえ、まだまだ厳重である。国際的持込禁止品以外の特定の持込禁止品はない。下記物品は入国時無税持込みを認められている。

1. ウイスキー	1本
2. 煙草	300本
3. 紅茶	2kg

(2) 外人登録

公用旅券所持者は外人登録等は一切する必要がない。

(3) ビザの更新

公用旅券所持者はビザ更新は不用である。

1.2. 便宜供与

(1) 便宜供与の種類

イ. 住宅手当等の現金供与

農業協力および中小企業センター等協定に基づいて派遣される専門家以外は住宅手当はいかなる形においても支給されていない。

ロ. 出張旅費、公用車の提供、ガソリン代の支給、出張旅費は必要に応じて支給されるが、恒常的な政府財政の悪化

から概算払いを期待することは難かしく、事後数カ月経って払もどしを受けるケースが多い。

公用車も公務による場合は提供されるが通勤等のガソリン代は支給されない。

(2) カウンターパートおよび通訳

専門家受入れにともなうカウンターパートの任命についてはフィリピン政府もその重要性を十分認識しているが、実際問題としては公務員定員法の関係あるいは予算不足の関係からカウンターパートが任命されない場合が見受けられる。専門家に通訳を配置することは全くない。つまりフィリピンに派遣される専門家は流暢とまではいかないまでも少なくとも技術指導に必要な英語能力を持っていることを条件に受入れるのだとフィリピン外務省技術協力担当官は言明している。

(3) 免税特権

コロボ計画によりフィリピンに派遣される専門家は、すでに自動車購入の項で書いたように、着任の日から6カ月間は身廻品、家財道具等を無税輸入する特権を与えられている。着任後6カ月を経過するとこの特権は自動的に失うことは当然である。

一般的に無税輸入の対象となる物品は下記のとおりである。

1. 身 廻 品
2. 酒

3. タバコ
4. 冷蔵庫 1台
5. エアコン 1～2台
6. トランジスターラジオ
7. 他の電気製品
8. 自動車
9. その他

13. 通信、運輸

(1) 郵便事情

イ. 配達システム、安全性

郵便物は各戸配達されるが、安全性には若干疑問があるので、マニラ市およびその周辺都市に勤務予定者は大使館私書函気付をすること。

大使館アドレス：

C/O EMBASSY OF JAPAN
P.O. BOX NO. 891
MAKATI COMMERCIAL CENTER,
MAKATI, RIZAL,
PHILIPPINES

専門家宛手紙が大使館に配達されるとOTCA海外事務所自動的に廻送される。

通常航空便の日本現地間所要日数は約1週間である。

ロ. 電報、電話サービス

a. 国際電報

RCA Global Communications および Globe-Mackay Cable and Radio Corporation の 2 社が営業しているが、アメリカ系の会社だけにサービスはよく、確実である。日本での国際電報所要時間は 3 ~ 5 時間程度であろう。料金は 1 語 1.25 ペソ (約 75 円) である。

b. 国内電報

Telefast , Sarmiento 等大手数社が営業している。

c. 電 話

国内、国際電話サービスは電報と同じく完全に民間会社によって行なわれている。フィリピン長距離電話会社 (Phillipine Long Distance Telephone Company) が業務を独占している。電話は絶対数において不足しているので通常架設申込み後 1 ~ 1.5 年ぐらい待たされる。

国際電話料金は東京 1 通話の場合 3 分間 54 ペソ (約 9 ドル) である。15 分程度の待ち時間で東京と通話できるのは便利である。

ハ. 主要地方都市との連絡方法

主要地方都市とは長距離電話による通話が可能である。しかし、自動ダイヤル式ではないので申込み後かなり待

される。

電報も多く利用されており、主要電報会社は主要地方都市に支店をもっている。

(2) 運 送

イ. 陸送、海運業者

陸送、海運業者は大・小数が多いが、日本大使館出入りの Dilied Brokerage という会社が最も信用でき確実である。

ロ. 家財等、輸送上の手續、注意

日本からの船便による家財等の輸送はジャパン・エクスプレス等大手業者に頼ると梱包から輸出手続きまで一切を代行してくれるので便利である。

マニラ港は東南アジア諸港のうち最も荷抜き盗難事故の多いところとされているため、保険料は他の場所行きにくらべ高く不利である。船積荷物の梱包は出来るだけ頑丈にすることが必要で、荷物が多い場合でも数個に分けるよりも大きなもの一箱にした方が被害は少ないようである。

簡単に持ち運びできる程度の大きさの荷物は紛失する恐れがある。

宛先は C/O Embassy of Japan, Manila
Philippines でよい。

1.4. 言 語

(1) 公用語、英語の普及度

ルソン島南部の一方言であるタカログ (Tagalog) 語を
国語に制定し、その普及に努めているが、全国的に普及し
真の国語となるにはまだまだかなりの時間が掛ろう。英語
も公用語と認められている。全国的には英語の方がより通
用している。

(2) 現地語事前学習の必要性

上記のような理由からフィリピンに派遣される専門家は現
地語よりはむしろ英語の研修に力を入れていただきたい。
極論すれば現地語事前研修の必要性なことフィリピンに関
しては全くないといって差支えない。

(3) 英語学習施設

学校組織による英語学習施設は特にないが、個人教授によ
る英語学習は可能であり、利用者も多い。

授業料は1時間3～5ドル程度である。

15. 気 候

年平均気温は摂氏27度(東京7月平均26度)である。一
年中ほとんど気温の変化はないが、季節はマニラの場合、雨
期(5月～10月)と乾期に分かれ、乾期のうち12月から
2月までの3カ月間は比較的涼しく凌ぎ易い。

この時期は夜間、特に夜半から明け方にかけて急激に気温が
下るため感冒にかかり易いので注意が必要である。

3月から5月までは最も暑く、日本人には相当こたえる時期
である。雨期中も気温が比較的低い日が多い。

16. 治 安

(1) 一般情勢

フィリピン人は生来争い事を好まない平和な国民であり、路上での喧嘩騒ぎはめったにないほどであるが、マニラ市周辺においては失業者が多いためか、強盗、カッパライ、すり等の犯罪発生件数が多いことも事実である。

しかしこれをもってフィリピンは犯罪の多い危険な国だと断言するのは早計であろう。

地方は一部中央ルソン地域を除いてだいたい平穏である。

(2) 夜間外出上の注意

一般外国人のマニラ市内およびその周辺地域の徒歩による夜間外出は避けた方が賢明である。

一般に当地に在留する邦人は治安問題について神経過敏になっている人が多く、これが自らの行動を規制しているせいか、あまり事故に出会っていない。

注意するに越したことはないといえよう。

17. そ の 他

(1) 対日感情

今や一般国民の対日感情は悪いとは言えない。

むしろ良いと言っても差支えないようであるが、政治の場においてはまだまだ問題がある。

いまだに毎年4月9日をバターン・デー (Bataan Day) と称し休日とし、バターン死の行近を記念して各種の記念

行事を大々的に行なっていることは理解に苦しむことであるが、これは加害者である我々日本の、とやかく批判すべきことがらではない。

(2) 現地人氣質

現地人氣質を要約すると下記のとおりである。

1. 栄 天 的
2. 陽 気
3. 派 手 好 き
4. 義理・人情に厚い
5. 賭け事を好む
6. 熱し易く冷め易い
7. 政治好き（議論好き）

(3) 新聞、雑誌等

イ. 日本よりの購読方法

邦字新聞の購読は海外新聞普及会社マニラ支店に購読申込みをすればよい。1日遅れで自宅配達してくれるので便利である。購読料金は月額81.20ペソ（約13.50ドル）である。

雑誌類（週刊・月刊）も上記会社を通じて購読できる。

(4) 風俗、習慣

イ. 特に禁じられている風習

回教国におけるが如き、特に禁じられている風習はないが、強いて挙げれば左手は不浄のものとして左手による

握手や物の授受はいやがるようである。

ロ. 一般的風習

a. 食習慣

主食は米で、副食物としては牛、豚肉、野菜、魚芥類なんでも食べる。料理には鮮度を保つ意味からか酢を多量に使う。

地方においては指を使って食事をする人が多い。

b. その他

あらゆるサービスに対しチップを要求されることが多いのはわれわれ日本人にとって面倒なことである。

チップの額は下記のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 飛行場での荷物運搬 | 荷物1個につき50セント |
| ② ホテル(ルームサービス ボーイ) | 1~1.5ペソ |
| ③ レストラン | 1~2ペソ |
| ④ タクシー | 必要なし |
| ⑤ 理髪店・美容院 | 1~2ペソ |

(5) 理髪店、美容院、クリーニング

イ. 理髪店

一流の理髪店は清潔でサービス、技術はよい。

料金はアメリカ式で調髪、洗髪、ヒゲソリ等個別に請求される。黙って座っているとフル・コースをやり、30~40ペソの料金を請求されるから、あらかじめ調髪なら調髪だけと注文をつけるべきである。料金以外に普通

1～2ペソのチップを払う。

料金：

調髪料	3～5ペソ
洗髪料	3～5ペソ
ヒゲソリ料	2～3ペソ
マッサージ料	5～8ペソ

ロ、美容院

美容院も一流のものは清潔でサービス、技術もよいようである。

料金：

セット	5～7ペソ
ユールドパーマ	20～30ペソ

ハ、クリーニング

水洗、ドライとも店数も多く、サービス、技術はよい。

料金：

背広	5～7ペソ
Yシャツ	1～1.5ペソ
ズボン	2～3ペソ

(6) 買物

大型スーパーマーケットが市内に多数あり、特定の日本食品を除くほとんどの日用品が入手できる。

個人商店の場合値引きは普通だが、スーパーマーケットの場合値引しない。

魚芥類は専門店がないので魚市場に直接買出しに行かなければならない。

Ⅲ 海外事務所等連絡先

1. 日本大使館

イ. Address:

3rd Floor, Sikatuna Building,
No. 6762, Ayala Avenue,
Makati, Rizal

ロ. Mailing Address:

Embassy of Japan
P.O. Box No. 891,
Makati Commercial Center,
Makati, Rizal, Philippines

ハ. 電話番号:

89-18-36, 89-18-37, 89-18-38

2. 事業団マニラ海外事務所

イ. Address:

804-A, Sikatuna Building,
No. 6762, Ayala Avenue,
Makati, Rizal

ロ. Mailing Address:

OTCA Manila Office
C/O Embassy of Japan

P.O. Box No. 891,
Makati Commercial Center,
Makati, Rizal, Philippines.

ハ. 電話番号

日本大使館と同じ 内線 53 番

3. 事業団マニラ海外事務所長氏名、自宅住所、自宅電話番号

イ. 氏名： 北野 康夫

ロ. 自宅住所： No. 36, Melantic Street
San Lorezo Village,
Makati Rizal

ハ. 電話番号： 88-05-94

